

各種証明書の発行について

はじめに

企業年金基金等は、厚生労働大臣の認可をもって設立され、官報において公告することにより、設立の対抗要件としているため、登記を要さないものとなっており、法務局から、商業登記簿謄本や印鑑証明書の交付を受けることができません。

基金が金融機関等と取引をする際に、商業登記簿謄本や印鑑証明書を求められた場合は、指導監督権限のある厚生局において各種証明書の発行を行っております。

申請方法

各種証明書のひな形を参考に申請書類を作成していただき、**証明願（1部）+証明書（必要部数+厚生局控え1部）**のセットで郵送してください。（原則、窓口交付は行っておりません。）

作成していただいた証明書に厚生局の証明印を押印し、ご返送いたしますので、必ず、「**返信用封筒（切手等を貼付）**」を同封してください。

関東信越厚生局では、必要な都度、必要な部数を発行することとしておりますので、使用目的及び提出先については必須記載事項としておりますので、ご承知おきください。

※印鑑証明の場合は事前に印影の登録が必要となります。別途お届け出いただきか、基金台帳への押印をお願いします。